

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
委員会に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、定款第46条に基づき、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という。）の委員会の種類、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 この法人に、次の委員会を設置する。

ただし⑮役員候補者選考委員会については、別途「役員選任に関する細則」において定めるものとする。

①広報委員会、②財務委員会、③定款等検討委員会、④将来構想委員会、⑤倫理 COI 委員会、⑥国際委員会、⑦メンバーシップ委員会、⑧ガイドライン策定委員会、⑨編集委員会、⑩教育研修委員会、⑪学術用語委員会、⑫社会保険委員会、⑬レジストリ委員会、⑭プログラム委員会、⑮役員候補者選考委員会

(委員会の設置)

第3条 前条のほかこの法人は、理事会の議決をもって、随時、委員会を設置することができる。

2 前項により設置する委員会の職務、組織及び運営は、設置の際理事会において定める。

(委員の選任)

第4条 委員会の委員は、代議員又は学識経験者（会員以外の者も含む）の中から、理事長が委嘱する。委嘱にあたっては、第5条3項の推薦を参酌しつつ、専門分野、地域等に留意して選定するものとする。

2 理事長は担当理事又は委員長長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーを置くことができる。

3 各委員会の委員の構成は20%以上が45歳未満となるように努めなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別に定める場合を除き、委嘱のときから2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 他の委員の補欠として選任されもしくは委員の増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。

3 委員は、退任するにあたり、後任の委員候補者を理事長に推薦する。

4 委員は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

(担当理事・委員長)

第6条 各委員会には、担当理事、及び委員長を各々1名ずつ置く。

- 2 委員会担当理事は理事会の決議にて選任する。
- 3 委員長は委員のなかから互選により選定する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、担当理事が招集する。但し、担当理事が選任されるまでの間に委員会を招集するときは、理事長が招集する。

(議決権の制限)

第8条 議案について特別の利害関係のある委員は、議決に加わることができない。

(議事の公開)

第9条 委員会の議事は、別に定める場合を除き、会員以外には公開しない。

- 2 会員は、担当理事・委員長の許可を得たときは、委員会の議事を傍聴することができる。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるとき、もしくはその性質上秘密を要する議事については、議事を非公開とすることができる。

(議決)

第10条 委員会の議事は、別に定めのある場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

- 第11条 委員会の議事については、別に定める場合を除き、書面又は電磁的記録によって議事録を作成し、担当理事及び委員長が署名もしくは記名押印をしなければならない。
- 2 委員会の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(守秘義務)

第12条 委員は、正当な理由のない限り、委員会の議事及び議決の内容を他に漏らしてはならない。委員の委嘱を解かれた後も、同様とする。

(報告)

第13条 委員会は、議事及び議決の結果を理事長に報告するものとする。

附 則

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2024年3月12日から施行する。